

第 141 回

各務原市都市計画審議会

議事要旨

日 時:令和元年 7 月 29 日(月)午前 10 時 00 分～

場 所:各務原市産業文化センター8 階・第 1 特別会議室

令和元年 7 月 29 日(月) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

出席者:小島会長、伊藤委員、松岡委員、平野委員、鶴田委員、岡田委員、各務委員、木野委員、黒田議員、杉山委員、川嶋委員、池戸委員、板谷委員

欠席者:、岡部副会長、宮島委員

【事務局】

《1.開会》

大変お待たせいたしました。本日は、皆様方には公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます 都市計画課足立でございます。よろしく願いいたします。まずは、開会に先立ちまして、都市建設部長服部よりご挨拶申し上げます。部長よろしくお願い致します。

(都市建設部長 挨拶)

【事務局】

それでは、これより第 141 回各務原市都市計画審議会を開会いたします。

本日は岡部副会長、宮島委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

よって、委員 15 名のうち、現在 13 名の方のご出席をいただいております、各務原市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、定足数に達しており、本審議会が成立していることを確認いたします。

《2.会長挨拶》

【事務局】

続きまして、次第2の会長挨拶に移りたいと思います。それでは、小島会長ご挨拶をお願いいたします。

【小島会長】

長い梅雨が明けたかと思ったら、台風がやって来て引き続き雨が多い日が続いております。やっと梅雨明けという声を聞いたわけではありますが、外を見ると何となくはっきりとしない梅雨明けであります。気温だけが大変暑くなっておりまして、委員のみなさま方にも体調の管理には十分にご注意いただきまして、今後とも審議会の活動にご協力いただきたいと思います。今日のご苦勞様でございます。

《3.審議事項》

【事務局】

ありがとうございました。

次第3. 審議事項に移りたいと思います。本日の審議案件は、お手元の次第のとおり1件でございます。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました資料として、本日の議案、次第、席次、委員名簿、説明資料となっております。

本日配布させていただいた資料として、参考資料各務原スポーツ広場公園都市計画公園変更案でございます。

ご確認をお願いします。

それでは、小島会長の進行により進めていただきたいと思いますので、宜しくお願いします。

【小島会長】

それでは、まず本日の傍聴希望はありますか。

【事務局】

傍聴希望はありません。

【小島会長】

わかりました。

あらかじめ議事録の署名者を、僭越ながらこちらから指名させていただきます。

杉山委員と池戸委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(杉山委員、池戸委員 了承)

【小島会長】

それでは、審議に入りたいと思います。まず、議第1号「各務原都市計画公園の変更について(各務原市決定)」事務局に説明していただき、審議に入りたいと思います。では、事務局の説明を求めます。

(事務局より議第1号の説明)

【杉山委員】

住民説明会ではどのような意見がありましたでしょうか。

【事務局】

駐車場の台数はどれくらいになりますか、弓道場の建物の概要についてです。

【杉山委員】

特に計画に反対するような意見はなかったのでしょうか。

【事務局】

そのような意見はありませんでした。

【伊藤委員】

2、3確認という意味でお聞きをしたいのですが。まず駐車場の拡張の件でございます。南側に新たに駐車場用地を取得ということですが、これは市が買い取るのか借地でしょうか。

【事務局】

こちらは市で買い取りをさせていただきます。

【伊藤委員】

利用者の休日の駐車場不足がスポーツ広場ができた時点から指摘されていたところがございますので、今回南側に駐車場を取得していただくのは良いことだと思います。ちなみに駐車場台数の予定はどれくらいでしょうか。

【事務局】

約130台ほどを予定しております。

【伊藤委員】

現在の駐車場はどのようになるのか。

【事務局】

市の土地であるところは継続して使用します。借地となっているところは、駐車場の整備が完了したらお返しすることになると考えております。

【松岡委員】

そもそも平成4年に整備された区域を変更する経緯をお聞きしたい。

【事務局】

現在一体的に利用されていますので今回新たに3つの区域を合わせて、運動公園として整

備、拡張させていただきました。

【松岡委員】

運動公園として、今後さらに発展的にという計画はあるのでしょうか。

【事務局】

今のところ運動公園としてここからさらにということは特に考えておりません。

【池戸委員】

東側のスポーツの森は防衛省補助を使って整備された公園だと思うのですが、名目として避難所機能を兼ね備えた施設としての整備だったと思うのですが、その際大幅な変更を行う場合は補助金の返還に該当する等の問題はないのでしょうか。

【事務局】

補助金については、10年間を過ぎていますので問題ないと考えております。

【小島会長】

スポーツ関係は、場所として施設としては川島の木曾川河川敷のスポーツ広場とか機能は確保しておるんですけども、まともなスポーツイベントとか、例えば国体の会場、色んな最適な競技に耐えるような競技場施設はなかなか見当たらない。他の都市にあるような総合運動公園のような物は見当たらないわけなんですよね。機能的には、木曾川のスポーツ広場などが色々あるんですけども、河川敷であるために非常に拘束が多いんですね。河川の許可を取ったり、構築物の十分な物ができないという形で。またここも元々のところは、少年鑑別所の施設の移設に伴った地域とか。前にあった各務のテニス場が給食センターの用地として使われることになったりして、こちらでコートを確保したり。どうもきちっとした形の各務原市のスポーツ運動施設全体を考えた総合運動公園的な構想がないように思うのですが、そういうものはどうなんですか。昔は良く総合運動公園は都市公園の中で位置付けられ、野球場から、陸上競技場からいろんなものをできるだけ集約した形で整備する時代があったのですが。今はそういうことは難しいですか。どうでしょう。

【事務局】

今のところ他市にあるような屋内施設、屋外施設も集まった運動施設の構想はございません。既存の施設をリニューアルとか集約できるものを進めていければと考えております。

【小島会長】

先日も川島とか飛鳥球場、スポーツ広場とか見てきたんですけど利用者が多いんですね。

緊急の話ではないが、総合的なスポーツ施設の整備を考えていってはどうかと感想を持ちましたので話をさせていただきました。

【杉山委員】

今回都市計画公園とするメリットはなんでしょうか。

【事務局】

弓道場、駐車場整備は社会資本整備総合交付金を活用して進めていきます。申請したらすべて通るものではないですが、少しでも制度を有効に利用していきたい。都市計画決定がイコールではないですが、都市計画決定をして姿勢を示して申請をさせていただいて、整備をしていきたいと考えております。

【小島会長】

異議なければ挙手願います。

(異議なし。全員挙手)

【小島会長】

ありがとうございます。全員賛成でございますので、議第1号につきまして、原案どおり異存ないと報告します。それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

ありがとうございました。続きまして説明事項の説明をさせていただきます。

(稲羽東小学校周辺地区における集落の維持・活性化施策について説明)

【事務局】

それではご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

【杉山委員】

条例を制定した市町の中では、廃止をしたところもあるようです。デメリットもあるように思いますが、デメリットは何か説明していただけますか。

【事務局】

そういったところでは、例えば市街化区域の1～2km範囲内とか広範囲に指定してしまったために、優良農地を含まないことになっていましたが、農用地を外すなどして宅地化されてし

まうなどの虫食い開発、意図しない開発が起きました。今回は、そういったことが起こらないようエリアを限定的にするなど、他の市町のデメリットに当てはまらないように区域を指定していく考えです。

【杉山委員】

ほかの地区、例えば各務地区などに広げていく考えはあるのでしょうか。

【事務局】

条例で指定する区域は法令や国の指針に適合する地域でなければならないことや、地域の特性、状況によって活性化の手法も変わると考えられること、また条例施行後の成果などを踏まえるなど、慎重に判断していかなければならないと考えており、現時点で具体的な計画はございません。

【黒田委員】

この区域で概ねどれくらいの戸数が見込まれるのか、教えてください。

【事務局】

大体110戸程度が建てられる余剰地があると考えております。全ての方が売られるとは考えておりませんので、単純に余剰地を割った場合です。

【松岡委員】

こういった取組は、基本的に賛成したい。区域の考え方ですが、区域に優良農地、集約できる農地が含まれているように思います。もっと南側、集落に点在する農地をどうにかするほうが、有効な施策になるのではないのでしょうか。どのような判断で、区域を決められたのですか。

【事務局】

まず今回の区域から農用地は外しております。また県道より南側の既存集落内の農地については、4m以上の幅員のある道路が少なく、そういったところを開発できるようにしてしまうと、緊急車両がすれ違えなかったり、交通量の増加により、交通トラブルが増える可能性がでてくるといったことが考えられ、区域から外しております。

【松岡委員】

まさにその通りなのですが、将来的なことを考えると、やはり幅員を広げるような努力をしていただきたい。今後市内の別の地区でという話もありましたが、既存集落は実際にはそういうところが多い。こういう施策をするときに、もうちょっと長いスパンで考えて、例えば大きな農地が隣接している所の農地をつぶしていくということは、例えばトラクターや機械化とかを考えると、農

業の将来をつぶすこととなります。既存集落の中で考えていく、という施策を取っていただいた方が有効ではないかなと思います。意見として、考えて頂けるとありがたい。これについての答弁は結構です。

【平野委員】

既存集落は、たくさんあると思うのですが、市街地にしていくという考え方は取らずに、要望や、ある程度まとまった土地あるところについては、こういった条例で対応していくということですか。

【事務局】

市街化調整区域を、住宅系の市街化区域に編入することは難しいのが現状です。人口減少により、市街化区域内であっても、人口が増えない、空き家が増えるといった、空洞化が懸念されています。国は市街化区域の中でも駅や公共施設を中心として集約するコンパクトシティの考え方を推進しています。そのような中で、住居系のために市街化区域を増やすことは、非常に難しいと考えております。ただその中で、既存集落の維持・活性化のため、別の手段がないか検討し、既存の制度の中で今回の施策を進めたいと考えております。

【平野委員】

他の地区でもやってほしいという声がたくさん出てくると思います。優先順位をどう考えますか。どういった要件をそろえれば広げていけるのか、考え方を教えてください。

【事務局】

まず法令に適合している必要がございます。優良農地や災害の発生の恐れがある土地を含まないこと、市街化区域に隣接近接していること、50戸以上の建築物が連たんしているようなところ、また、公共施設が概ね整備された地域であることが方針にありまして、適切な区域指定をしながら、ある程度余剰地があるようなところという考え方になろうかと思っております。

【杉山委員】

宅地の最低限度が250㎡以上と、かなり大きいと思いますが、理由を教えてください。

【事務局】

法令で300㎡までは指定できます。今回250㎡としたのは、周辺の住環境との調和や、ゆとりのある暮らしをされたいといったような住宅ニーズにこたえ、良好な住環境を提供するため、敷地の最低限度を設けました。アンケートでも、ゆとりのある暮らしが魅

力で、前渡西町を選んだという方もおみえになりました。そういった方にぜひ、来てほしいと考えています。

【小島委員長】

各務原市自体の土地利用などの状況を見ますと、なかなか適正な利用が進んでいないと思われま。岐阜市でもそうですが、手の付けやすい中山間部に出て行って、山を切り開いて宅造るとか集団的な開発が行われ、時間が経ってみますと、空き家が多く、しまったなということがあ。各務原市もそれに似たようなところが、やはり地域によってはあるわけでございます。そういう中で農用地も非常に重要ですが、集約農業もなかなか難しく、農地の後継者の問題も難しい。各務原市をどういった都市にしていくか、マスタープランの関係、誘致の関係、工場適地の関係、いろんな問題をかかえる中で、農用地と市街化区域、各務原市のためにどういった効果的な街づくりができるのか。これは各務原市だけじゃなくて、隣接する市町村、岐阜市など他の町村含めて、合併問題の話とか、利用の話とかがある。去年の視察の時にも、新東名の新しいインターチェンジができたところの、農用地のど真ん中で市街化区域でやっていくような参考事例もありました。

今回の施策が提案されたのをきっかけに、各務原も狭い地域ですし、南には大河川があり、真ん中には、基地があり、山間地もある。各務原市の土地利用・土地開発を、農地と市街化区域とそういうものをひっくるめて、みんなで意見を出し合う機会を与えてもらえるんじゃないかと、こういう提案については、歓迎をしたいなと思います。

松岡委員や平野委員からも、賛同とまではいかないまでも、やはりひとつの契機になっていくと、市の考え方で進めていただくと意見が出ておりますので、是非とも市でも、テリトリーに関わらず、前向きに課題について取り組んでいただきたい。

【木野委員】

私は農業委員もやっております。国も農地の集積とか、7割がた認定農家なりに集積しようとやっておりますが、水田のまとまったところなら集積ができますが、こういう集落の中は、集積ができないので、国でも市の農業委員会でも農地利用最適化推進委員として去年8月から新しい制度ができて推進している状況ですが、農業振興していくにはあまり芳しくない、このような集落の農地はある程度ならいいのではないかなと思います。

羽島用水の国営防災事業は、10年経っていますかね。羽島用水の受益地、田んぼはこの区域の中にありますか。

【事務局】

田んぼはなかったと思います。

【木野委員】

なら結構です。

【松岡委員】

今回は市側からの発案だと思いますが、やはり、まちからの提案を大事にしてほしい。団地の中でも課題を抱えて自分たちで解決しようという所に行政のバックアップが必要とか、調整区域の中で、集落が衰退していく中で、先ほど4mの接道の話もありましたが、自分たちでどうしようか考えていく。それぞれの地域でそういったことを考えつつある地域が数カ所あります。やっぱり土地利用を行政と共に進めていくという考え方の中でやっていかないと、平野委員がいったように、他でやって次に自分たちといったときに、それをするためには自分たちもこういう自助努力をして、住みやすい地域を作っていく、絆を作っていくという形にしていかないと、乱開発につながってしまう。地域の声からという形をつくっていってもらうようにお願いしたい。

【鶴田委員】

都市マスあるいは区域マスで、どのような位置づけになっていますか。その辺をお示しいただければ、次はどここの地区でということが分かるのではないのでしょうか。示していないのであれば、おそらくその地区ではやっていかないのではないかと思います。それは持続性のために住宅を増やすということなのですが、住宅を増やすだけではなく、そこに住む方の生活関連施設と併せて、整備をしなければ、持続的に住み続けられないわけで、それをつなぐのが、都市マスだと思いますので、まず都市マス、区域マスにおいて、このエリアをお示しいただきたいと思います。

また、34の11については、先ほどありましたように、廃止しているところがあります。それは乱開発があるから廃止しているわけで、それを防ぐために、例えば静岡県のあるまちでは、34の11を指定するときには、まちづくり協議会を立ち上げて、住民が計画を出したところしか、34の11に指定しないという運用をしているところもあります。34の11そのままではなく、あるいは地区計画という手法もありますので、人口を増やすときに、どれが一番各務原市にとって、ふさわしいのか、住民の意識が醸成されていないところでも今の話を聞いているとできてしまうのかなと、思ったりもいたしました。そのような制度運用についても、いろいろご配慮いただきたいと思います。

【事務局】

まず都市計画マスタープランとの整合性ですが、都市計画マスタープランの「市街化調整区域の土地利用方針」において、『都市基盤がある程度整っている地区や学校、鉄道駅の周辺地区について、地域の活性化に向けた方策を検討する。』地区別構想でも、『既存コミュニティの維持に向けた施策を検討する。』というような形で書かれておまして、その方針の沿った、今回の施策と位置付けております。

また区域の指定については、こちらの都市計画審議会のほか、地元のご意見も尊重していきたいと思っています。

【事務局】

質問等はよろしかったでしょうか。

これを持ちまして第141回都市計画審議会を閉会します。ありがとうございました。

ここに本審議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

委員： 杉山 元則

委員： 池戸 一成